

平成18年第4回葛城市議会定例会会議録(第3日目)

1. 開会及び散会 平成18年12月12日 午前10時00分 開会
平成18年12月12日 午後 3時57分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	助 役	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	総 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	吉 川 弘 明
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	清 村 好 伸
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵	書 記	森 本 欣 樹
書 記	高 松 和 弘		

6. 会議録署名議員 8番 川 西 茂 一 9番 寺 田 惣 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

- 追加日程第1 葛城市議会議長の辞職について
- 追加日程第2 葛城市議会議長の選挙について
- 追加日程第3 葛城市議会副議長の辞職について
- 追加日程第4 葛城市議会副議長の選挙について

開 会 午前10時00分

亀井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

3点でございます。よろしくお願いいたします。

まず、医療体制の整備についてをお伺いいたします。周産期医療体制の整備についてでございます。ことし8月、大淀町立病院で分娩中の妊婦が意識不明の重体に陥り、19の病院から搬送を断られ、ようやく国立循環器病センターに収容され、男児を出産し、その数日後に死亡するという痛ましい事故が起きたことはまだ記憶に新しいものです。なぜこのようなことが起きたのかを原因を明らかにし、再びこうした悲劇を起こさない医療体制づくりが本当に必要になっております。

先の9月議会での一般質問でもございましたように、奈良県での産婦人科医療の体制は分娩を取り扱う医療機関の減少から急速に弱まりつつあります。奈良県内で分娩を取り扱う医療機関は31カ所となっておりますが、いずれも県北西部に集中しており、県下37市町村のうち26市町村で産科がゼロとなっております。実に7割近い自治体が産科過疎の状態になっており、我が葛城市もその1つであり、真剣な議論と早急な対策に当たらなければならないところであります。

さらに、こうした状況の上に、大淀病院事故で明らかになりました妊娠22週から出産後7日までの周産期の母子医療を担う体制についても深刻な体制のおくれがあります。奈良県はこの間、県立医大附属病院や県立奈良病院に周産期医療を担う施設を設けてきたものの、病床数や医療スタッフの不足、ドクターズカーの未配備など、現在の医療需要に見合ったものになっていないまま放置されてきたものであります。奈良県における平成16年度の周産期医療の搬送状況を見ますと、新生児搬送については97.8%が県内で収容されておりますが、母体搬送については県内収容率が62.8%にとどまり、実に40%が大阪府を中心とした県外搬送になっているわけであります。

国は平成8年、周産期医療対策整備事業の実施を求める通知を出し、それにより全国で母子医療センターの整備が大きく進みましたが、8つの県が未整備とされ、その1つが奈良県という実態です。このような医療体制の不備が指摘される中で、この12月県議会で県立医大において周産期医療体制の整備のための調査費が計上されました。平成20年1月には開設予定とされておりますことは、一步前進したというふうに思います。

しかし、3次医療圏に1カ所の総合周産期母子医療センター、そして2次医療圏で数カ所必要とされる地域周産期母子医療センターの整備など、奈良県の医療体制はまだ他府県に依

存せざるを得ない状況を残しているわけであります。これまでも医師不足、看護師不足の中で体制がつかず、医療需要にこたえることができなかつたという過去の実態もあり、名実ともにその機能を果たしていくための取り組みはこれからだろうというふうに思います。特に分娩病院を持たない葛城市として、県の母子医療体制の充実、医療スタッフの確保が何よりも求められているもので、それがなければ市民の安全と安心が確保されないものであります。

葛城市がお世話になっております高田市立病院の産科も、少ない医師体制しかとれないという現状のもとで、奈良県全体として産科医療スタッフの確保に全力を挙げることが急務となっております。県立奈良医科大学の入学定員をふやす、地域枠も設定して医師の養成を進めることや、県内での研修や勤務に魅力ある体制を整備していくこと。平成17年に看護師養成のための修学資金をこれまでの200人から40人に削減されました。この予算を復元、復活させる、県内の看護師確保に実効性のある措置を講じることが必要であります。また、現在の助産師の養成定員35人を抜本的にふやすことなど、医療スタッフの確保、養成のために具体的に必要な措置を緊急に県に求めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

次に、暮らしと命を守る国保行政についてお伺いいたします。格差社会の拡大が新たな社会問題となっております。今、国は、景気は回復した、このように強調しておりますが、確かにトヨタ自動車などの大企業や大銀行はバブル経済期を超える利益を上げておりますが、多くの住民はその実感は全くないのではないのでしょうか。そして、その一方で、大きな社会問題となっているのがワーキングプアと言われる、働いているのに生活保護水準以下の暮らししかできない世帯は全世帯の10分の1、400万世帯を超えていると言われております。政府の調査でも生活が苦しいと答える世帯がふえ続け、56.2%と過去最悪の数字になっております。生活苦、貧困層と言われる人たちの増加は、若者から高齢者に至る全ての層で増加しており、安倍首相も格差のない社会はないと言いつつも、将来の格差拡大が懸念をされる、こう語るほど深刻な事態になっております。

また、政府が進めた税制改革は、企業の法人税率や高額所得者の所得税率を引き下げ一方で、庶民には増税を押しつけています。特に高齢者の方々は老齢者控除の廃止など、年金収入は変わらないのに住民税が4,000円から3万1,000円にもなった、こう言われる人など、ことし7月、当市においても何かの間違いでと窓口にお問い合わせが殺到しておりました。そして、その金額が間違いでないことがわかると、怒りの言葉に変わります。そして、それが国保税や介護保険料の引き上げの通知のときにまた繰り返され、これでは生活していく見通しが持てなくなったという声が変わっています。

さらに、皆さんも御存じのとおり、医療制度改悪による負担の増加はことしの10月から70歳以上で現役並み所得とされた人たちの窓口負担が1割から3割にと、負担が3倍化されました。平成20年からは低所得者の方も70歳から74歳の窓口負担が2割に引き上げされることになっております。また、70歳以上で療養病床に入院する患者に新たに居住費や調理コストを負担させる、住民税課税の人で月3万円もの新たな負担で、入院費は月9万4,000円にもなります。さらに、20年からは65歳から69歳の方も対象になります。その場合、1カ月の入院

費は13万円をはるかに超える額になると言われております。これに衛生管理費やおむつ代など諸費用も加わるのが現実で、高齢者所帯にとって税負担とともに負担の限度を超えた医療費の支払になっております。そして、入院や手術などで医療費が高額になったときに適用される高額療養費制度も負担上限が大幅に引き上げられております。このような医療制度の大改悪で、金の切れ目が命の切れ目、こういうことが現実となっておりますが、社会的弱者が多く加入する国民健康保険の事業者として、この厳しい事態をどのように感じておられるでしょうか。お伺いいたします。

具体的なものとして、税の滞納問題です。今年度大幅な税率改定が行われ、国の税制改悪とともにその負担は住民生活に重くのしかかり、新たな滞納所帯を生んでいるのではないかと危惧するところです。そこで、これまで税を滞納している世帯に対しては保険証の交付を窓口交付とされております。納税相談や納税計画を立てた上で、通常の1年保険証であったり、短期の保険証、1カ月、3カ月、6カ月の交付が行われておりますが、年度も終わりに近づいている現在において、それぞれどのような交付状況になっているのか、未交付数とともにお示しいただきたいと思っております。

また、納付相談や収納対策を進められる中で、滞納者の生活実態を把握され、税の申請減免ができたり、生活保護、医療保護の必要性を感じ、その対策を講じられたなどの所帯があるのでしょうか。この点についてもお伺いいたします。

次に、国保法44条による医療費窓口減免制度についてのお考えを伺います。これは、病院で治療を受けたときに窓口で支払う医療費が減免されたり、徴収猶予される制度であります。減免の基準と減免額は保険者である自治体が決めることになっておりまして、国の基準として、災害による死亡や資産の損害に遭ったとき、事業の休廃止、失業などで所得が減少したとき、その他、長が必要と認めた者など、税の減免条項と同様であります。今、医療制度改悪の中で、窓口負担の増加、特に高齢者の負担が大変厳しくなっており、年金も減らされる、国保税も払うだけでやっとな言われる所帯で1割、2割の負担は耐えがたく、医者に行くのを減らすしかないというのが現実であります。この窓口負担の減免制度を実施できるようにすることが緊急の課題ではないかと思っております。この点についてもお伺いいたします。

最後になりますが、高額療養費の受領委任払い制度について伺います。今回の医療制度の改悪の中で、1カ月の医療費の自己負担の限度額が引き上げられ、また負担がふえることになっております。通常であれば、病院での医療費支払は一旦自己負担分を全額払い、数カ月後に差額が返還されるのですが、この高額療養費委任払い制度は自己負担限度額だけ払えばよいことになる制度で、入院時の窓口負担を軽くすることができるものです。この制度の活用状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、3点目でございます。いじめ、不登校などの現状と解決に向けての取り組みについてお伺いいたします。子供がいじめによって自殺に追い込まれるという悲しい事件が全国で相次いでおり、国民のだれもが心を痛め、一刻も早く子供らしく伸び伸びと学校生活を送れるようにと、早い事態の打開を願っております。友達と元気に遊び、ともに学び合うはずの学校がいじめの温床となっている現状は、学校や教師、親や地域社会が一緒になって解決に

当たらなければならない重要課題となっております。葛城市におけるいじめと判断されております件数や事例、その現状とともに、日常的な解決に向けた取り組みについては昨日報告されておりました。いじめは千差万別、対応はさまざまですが、いじめられた側、いじめた側ともに、実態に応じた丁寧な対応で子供たちの人間的な成長につながるような方向で解決しなければならないわけですし、そうでなければ子供の学校生活をより一層息苦しい状況に追いやることになってまいります。

いじめがどうして起こるのか、その温床は何かを見定め、その解決のために社会や大人が責任を持って取り組まなければならないところです。私は、いじめを道徳心や規範意識の問題としてだけとらえ、押しつけや管理を強化するような指導では問題の解決にならないと強く思っております。子供たちが非常に強いストレス、抑圧感にさらされている、そのはけ口としていじめという行動を起こす、ここに大きな原因があるということは多くの調査結果が出ております。もちろん子供たちがストレスとして感じる物事は社会の不合理やひずみから来る問題、また家庭環境から来るものなど、さまざまだと思いますが、学校教育の上では子供たちを点数で競わせる、できる子、できない子にふるい分け、いい大学、いい高校に入るための塾に明け暮れる、時間に追われ友達関係すらまともにつくり上げられない。その結果、遊び相手はゲームかパソコンでは、人間形成も社会性も育ちにくくなるのは当然ではないでしょうか。このような競争主義的な教育にさらされ、一番傷つき心を痛めているのが子供たちの現状であり、心の抑圧、ストレスになっているのではないのでしょうか。いじめの温床についての認識をどのようにお持ちでしょうか。まずお伺いいたします。

次に、いじめを早く発見し対応できる体制について伺います。さきの11月末に文部科学省が40年ぶりに実施いたしました公立の小中学校の教職員を対象にした大規模な勤務実態調査が行われ、その結果が公表されておりました。それによりますと、超過勤務は、勤務時間は約80時間、残業が52時間、持ち帰り仕事が28時間となっており、厚生労働省が示しております月80時間の過労死認定基準に相当する時間外業務をしていることとなります。異常な長時間勤務が常態化しているわけであります。そこで、葛城市での小中学校での勤務実態はどのようになっているのでしょうか。教職員が1人1人の子供たちに心をかけ、子供の変化を見つけられる、そんな状況にあるのでしょうか。お伺いいたします。

昨日も少し出ておりましたけれども、葛城市では不登校など子供の問題解決のために教育相談室やスクールカウンセラーを初めさまざまな体制をとっていただいておりますが、その活用状況と今後の見通しについてもお伺いいたしたいと思っております。

壇上の質問は以上でございます。

再質問は自席から行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

亀井議長 福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま、16番、高井議員さんの方から医療体制の整備について、特に周産期医療体制整備についてご質問いただいたわけでございます。

御存じのように、本年の8月に転移先探しが難航した末に大阪府内の病院で死亡された問題を背景にいたしまして、県は県立医大附属病院での総合周産期母子医療センターの開設を

明らかにされたところでございます。その計画につきましては、危機を脱した患者を受け入れる後方病棟をふやし、緊急患者の母体・胎児集中治療管理室や新生児集中治療管理室を設置し、受け入れやすくする計画でございます。小児科3人、産科5人の医師と看護師を確保し、平成20年3月末までに総合周産期の母子医療センターを目指して取り組むというようにされております。稼働開始時点で県全体の母体・胎児集中管理室は4床から7床に増設されると。また、後方病棟を新たに12床が設置される計画でございます。また、新生児集中治療管理室につきましては、現在の40床のそのままでございますけれども、後方病棟を新たに30床増設されるところでございます。

知事のメッセージでは、県民の皆さんに安心して出産していただけるよう今後とも周産期医療体制の整備充実を図りたい、こうしたコメントをされておるわけでございます。そうしたことの中で、葛城市におきましても母子保健事業という形で推進を図っておるところでございます。異常分娩にならないよう、母子ともに健康な正常分娩ができますよう、さらに出産後も安心して育児ができるよう、出産前後の支援体制の充実に向けて努力してまいりたい、このように思うわけでございます。特にこの奈良県の医療計画というものが策定されておりまして、平成15年から19年の5カ年計画でございます、それが今度19年度に見直しもされるところでございます。そうした中にも市長会あるいは関係機関から強く県の方にも要望していきたい、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

亀井議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは、16番、高井議員さんの一般質問、第2点目でございます。暮らしと命を守る国保行政に、住民の負担の軽減をする国保行政の取り組みについて、るる質問いただいたわけでございますが、大きく分けて4点ほどポイントがあったかと思っております。

それでは、まず最初に、国民健康保険税の減免制度についてでございますが、国民健康保険税の減免制度につきましては法定減免以外に窓口の申請によります減免制度を行っておるわけでございます。国民健康保険税条例の13条には減免制度について規定しておりまして、これには災害により甚大な損害を受けた者、当該年度中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者、これ以外に特別な事情のある者につきまして、納税者の申請により国民健康保険税を減免するものでございます。現在葛城市の場合、合併以降3件の申し出がございまして、この制度をご利用いただいておりますが、この制度の周知につきましては税に関係いたします広報誌とともにPRをいたすわけでございます。さらに、生活困窮者につきましては、納税相談におきましてその生活状況を把握いたしまして、適切な運用に努めてまいりたいと思っております。

次に、同じく短期保険証の発行状況についてのご質問であったわけでございますが、平成18年10月1日現在におきまして、1カ月証が74件、3カ月証が44件、6カ月証が47件の合計165件の交付状況ということになっております。4月当初、保険証の切りかえ時点での被保険者証の窓口の更新者につきましては674名の方々がございましたが、そのうち549名の方々が納税相談を受けていただいております、現在125名分が被保険者証の保留となっております。そのうち更新の案内をさせていただきましたり、その後何回となく郵送で

案内をしておるわけですが、不在により返送された居所不明の方40名を含んでおるわけですが、したがって、549名の窓口更新者の中では、分納誓約を交わしていただきながら、納付状況によりまして1年証の被保険者証を交付している方々が384名おられるというのが現状でございます。

なお、短期証の発行につきましては、国保加入者の健康を保持していただくためにも、納税の必要性を十分認識していただきまして、納税相談に理解と協力を示していただきながら、納税者等の事情も考慮いたしまして、支払可能な分納計画による対応をさせていただいております。

続きまして、3点目でございます。高額医療費の委任払いにつきましてのご質問であったかと思えます。国保加入者の税負担の公平を保つ上で、一定の制限を設けましてその取り扱いをいたしているところでございます。もし滞納者である方に高額な医療が発生いたしまして支払が困難であるという事態が発生いたしましたときには、その生活状況を聞き取りながら納税相談を実施いたしまして、国民健康保険の高額医療の貸し付け制度によります対応をさせていただいております。なお、10月末現在、4名の方々、16件の利用状況でございます。

最後になりますが、次に医療費の一部負担金の減免制度につきましてのご質問があったかと思えます。国民健康保険法の第44条第1項には一部負担金の支払が困難と認められる者に対しまして減免の措置を享受することができるものと定めておるわけでございます。そのようなことから、大阪府や京都府の一部の市町村では医療費の一部負担金の減免制度を要綱等によりまして実施されておるのが現状でございますが、減免できる所得基準等もさまざまな状況でございます。新たな不公平、新たな問題も生じておるわけでございます。したがって、県内どこの市町村もこの制度を運用されていないのが現状でございます。葛城市といたしましても、県内の都市協議会等の連携を図りながら、収入の状況、それから所得の基準、扶養義務者の有無など調査項目を精査いたしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、16番、高井議員さんの答弁とさせていただきます。

亀井議長 教育部長。

宮西教育部長 16番、高井議員さんの、いじめ、不登校問題にかかわりまして3点のご質問をいただいたわけでございます。それに対してお答えいたしたいと思っております。

まず、いじめの原因についてのご質問でございます。教育委員会といたしましては、平成8年7月に文部科学省の児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議から出された報告書、「いじめの問題に関する総合的な取り組みについて」-今こそ子供たちのために我々1人1人が行動するとき-の分析が妥当と考えておるわけでございます。本報告書ではいじめのアンケート調査をもとに、いじめの背景を家庭における要因、学校における要因、地域社会における要因、社会全体の要因と4つの観点から指摘しておるわけでございます。議員さんのご指摘の過度の点数主義、競争主義についてですが、もし本市の学校でそういった状況があるならば好ましくないことでございます。現時点ではそのような状況にないと認識しておるわけでございます。

次に、教員の勤務についてのお尋ねでございます。教員に心のゆとりがあってこそ余裕を持って子供に接することができるというのはご指摘のとおりでございます。とはいえ、本市だけが例外ではありませんが、教員の業務は多岐にわたり、ときには、ご質問にもございました放課後遅くまでかかったり、仕事を持ち帰ったりすることもございます。教員がゆとりを持って勤務できる職場づくりのため、管理職と十分相談しながら工夫を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、スクールカウンセラーの活用状況と今後の充実についてのお尋ねでございます。新庄中学校、白鳳中学校とも、原則として週1回スクールカウンセラーが相談業務に当たっておるわけでございます。いずれも生徒はもちろん保護者、教員も相談に乗っていただいております。申し込みも多く寄せられておるわけでございます。

しかしながら、教員の本来の姿を考えるなら、カウンセリングは臨床心理士の仕事と任せしてしまうのではなく、本来は教員がある程度の技術を身につけて対応すべきものと考えております。よって、臨床心理士がお持ちの知識や経験を積極的に学びながら、教員が個々の経験を活かしながら相談に対応できるように期待したいところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

亀井議長 16番、高井君。

高井議員 それぞれ担当部長からお答えをいただいたわけですが、まず、1つ目の周産期の母子医療センター整備の体制についてですが、平成20年には県立医大を中心にして後方病床も含めて整備を進めていくということで、そういう具体的なものが1人の尊い命を出すことによってやっと進んだということではないかなというふうに思いますし、ただ、これまでも、10年ほど前なんですけれど、奈良県に子供の専門病院をつくってほしいということが問題になりました。そのときにも医大にNICU体制を十分つくるということであったわけですが、それすら現実的には機能していなかったというような状況があるわけですので、きちっとやっていってもらうことを具体的に押さえていかなければ、するだろうということでは、これは疑ったらいかなわけですが、やはりそういう状況にあると。ましてや医師不足、看護師不足ということの中ですので、ぜひ、昨日も国に対しても県に対しても産科スタッフの養成ということでは意見書も提出されるということに議会としてはなったわけですが、まず市長としてもその辺のところをきちっと踏まえていただいて。

といいますのは、やはりこれは9月議会でも問題になりましたけれども、葛城市には分娩する病院がないと。高田市に頼らなければならないということであったわけですね。高田市も医者、多分3人体制、非常に厳しい状況でやっておられますので、いつ何時もう葛城市の市民の方はだめですよということになる可能性が強いわけですね。ですから、やはり奈良県で医者を育て、奈良県で看護師を育て、そしてその人たちがやはり奈良県で就業していただけるような体制というのが私は大事やと思います。

これは、ついこの間、大阪の八尾市ですが、八尾市の市民病院、八尾というのは人口27万の都市ですので、今、高田市民病院で受けていただいているくらいのエリアになるのかなと思うんですが、ここが平成17年10月に、やはりご多聞に漏れず医師不足のため

に産科が中止されているんですね。ところが、これをまちを挙げて、これでは大変だと、安心して子供を産み育てられないようなまちはまちではないということから、市長もそして議会もさまざまな取り組みをされました。そして、この18年4月、即ですね。半年後には産科が復活させられているんです。そして、そこはどこから先生が来てくれるのかと思ったら、奈良の県立医科大学から医者をとっているわけですね。やはりそういうことで、医者の取り合いではないですけども、全国的にこういう形で医者をふやすこととあわせて、やはり自分たちのまちで安心して子育てをできるようにするのがやはり行政の一番の役割だろうというふうに思いますので、その点について市長の見解も含めてお伺いいたします。

それと、2点目ですが、国民健康保険についてですが、まず、1つ目にお伺いいたしました今回の医療制度の大改悪の中で金の切れ目が命の切れ目と言われるような状況が起きていると、そういう中で社会的弱者が多く加入される国保、この事業者としてこの厳しい現実をどのようにお考えかという点についてお答えをいただいております。これは市長からお伺いできたらというふうに思います。

それと、あと、保険証の未交付の問題であります。未交付はかなりたくさん残っているんですね。この未交付と短期証の関係で言いますと、未交付が減ると短期証がふえる。短期証が減ると未交付がふえる。これは一旦納税相談をされて、その人が幾らかでも払えるということで払っていただきますわね。でも、払えないんですよ。計画どおり払えない。それは怠慢で払えないのか、いろいろあるわけです。この辺の見きわめが大事やと思うんですけれども。そういう形で未交付がふえれば短期証は減るわけですからね。要は払えないというのが現実、払えないから保険証も短期証に切りかえしてもらいに行くこともできない、1回も保険証をもらいに行くことができない、こういう状況があると私は思うんですね。

これは、貧富の差にかかわらず、お金のあるなしにかかわらず、だれもが安心して医者に平等にかかれる、その権利を侵害するものではないかというふうに思うわけですね。国民皆保険制度の原則を壊すものだ。国保法第9条2項、国保法第64条、67条にも反するものではないかというふうに思うわけです。どんなことがあっても国保証は被保険者には渡さなければならぬ、そういう原則を歪めているのではないかと。もちろん国保というのは一定皆さん、目的税というふうに今いろいろ言われますけれども、そういう中でのことですので、払ってもらう努力というのは大事だと思います。ただ、今のように厳しい格差社会、貧困層の広がりと言われる中で、これがそのまま進んでいけば、本当にどういうことになるんだろうか。保険証がないために医者にかかれなくて死んでしまう、こういう事態が全国でも起きております。葛城市でそういうことであってはならないわけですので、その点どういふふうにお考えか、お伺いいたします。

それと、この悪質滞納者、悪質滞納というような言葉は悪いですけども、払う能力があるというふうに判断されるのに払えない人と、そして払うに払えない貧困であるというこの見分けですね。これは収納課、そして毎日のように今おいでになっています納税相談ですね。そうすることの中で、やはりわかってくる、わかる能力を職員はつけなきゃなりませんし、そういう人にはやはり保険証をきちっとお渡ししながら、必要であれば医療保護であるなり

生活保護を申請してもらうように、そこまで手続をとってあげる、ついて行く、それぐらいの努力がされなければ、私は大変な自体になるというふうに思います。その点についてどういうふうにお考えか、改めてお伺いいたします。

それと、税の減免制度、条例減免、申請減免についてですけれども、これを本当に実態に見合った適用にしていくというのが非常に求められているというふうに思うんですね。この葛城市の減免規程の中では天災、災害、いろいろあるしということなんですけれども、所得が皆無となった者というような条項が入っているんですね。所得が皆無になったということであれば、おたく、そうですかと言われたら、そうですと、それは確かにおいでになるかもわからないですけども、本当にその人の生活実態が皆無になったら生きていくこともできないし、生活保護を申請させてもらわなあかんということになるわけですけども、やはりその辺を弾力的ないわば減免条項の拡充的なものを検討しないと、これも非常に払うに払えない国保税、またそれが積もり積もっていくという悪循環を繰り返すことになります。特に今高齢者を直撃するような増税でありますとか、一部負担金の増加ということがあります。例えばこれ、広陵ではこれは母子、障害の人も減免をしているわけですけども、やはり高齢者減免というのが今本当に必要ではないかなというふうに思います。この広陵は高齢者所帯に対して所得割算定額の5分の1でありますとか、所得割算定額から1万円やら3万円やら引くというような、本当に具体的なものが、納税通知書のときに別刷りでこういう減免制度がありますよということであるように周知されているわけですね。これでこの広陵の実際どれだけ申請減免でお金が行っているのということでも聞きますと、ちょっと古い平成9年なんですけれども、このときに90所帯がこの減免対象になっているんですね。高齢者控除、障害母子減免ということで。費用額が226万やということなんです。わずかといえはわずか、今国保の大きな滞納額にしたらわずかなことなので。こういう形でやはり今必要なところに必要な手だてをする、そういうことが本当に必要やと思うんですが、その点についてぜひ検討、これは窓口の一部負担の減免についても同じだというふうに思います。確かに新たな問題、負担の公平さというのは部長が言われましたけれども、問題を解決しなければならない、クリアしなならん問題はあると思いますけれども、この点も必要なことではないかというふうに改めて申し上げておきます。

それと、高額療養費受領委任払い制度についてですけれども、部長は現在高額療養費の貸し付け制度を4名の方が利用されているというふうに言われております。これは高額部分を貸し付けしてもらうという分ですけども、そういう制度とあわせて、高額療養費受領委任払い制度というのがあります。これは貸し付けではなくて、高額部分をきちっと立てかえ払いをそのまま保険者からするというので、これは保険者自身も別に何も費用的なものが要るわけでもありませんので、制度そのものをする、そして住民に知らずということだけで十分成り立つ制度ですので、ぜひこの点は改善をお願いしたいというふうに思います。

それと、3点目、いじめの問題であります。部長の方からはいじめに関してのアンケート調査、家庭の問題、学校での問題、地域での問題、社会全体の問題というようなことがいじめの温床になっているというようなことで、もちろんそういったものもやはり複雑に入り組

んだ形で子供の抑圧、ストレスになっているということは私も別に否定するものではありません。そして、ただ、学校教育の中で、学校の中での問題としてのいじめということがあ
るわけでした、やはりその中心的なものは過度の競争教育、子供が追い詰められていく、そ
ういう状況があるのではないかというふうに見ていかなければならないというふうに思いま
す。

これは北海道大学の研究調査報告、2003年に小学生、中学生の中でどのくらいの割合で抑
うつ傾向、ストレスが見られるかを調査した結果があります。この調査は政府の科学研究費、
補助費によるもので、地方自治体も協力して、3,000を超える回答結果をまとめたものとい
うことなんですけれども、それによりますと、抑うつ傾向となるリスクのある子供の率は小中
学校の平均では13%に上っているそうであります。多くの子供たちは何をしても楽しくない、
泣きたくなるような気がする、生きていても仕方ないと思う、こういう心の叫びを訴えてい
るようであります。小学生の平均では7.8%、中学生では22.8%、中学3年では30%にも及ぶ
わけであります。これは欧米の子供たちに比べたら2倍以上という高いストレスの数値だと
いうふうに言われております。

日本の子供たちが学校教育や受験体制の強いストレスにさらされている。これがいじめや
いじめ自殺の温床になっている。そういう認識を持って当たっていただきたいというふう
に思いますが、本市では過度の競争教育というような影響はないというふうな見方をされて
おりますが、その点やはりこういったことも考えの中に入れて、きちっと見ていかなければ
ならないというふうに思います。

次に、教師の勤務実態についてでありますけれども、教師全般が忙しいのは同じだと、葛
城市としての限定された数値というのは出てこないというふうなことなんですけれども、非
常に過密なスケジュールで働かざるを得ない状況にあることは間違いないというふうに思
います。少し私自身も現場の先生に聞いてみましたら、小学校ではちょっとしたトラブルでも
自分たちで解決できない子供たちが多くなっていると。本当にちょっとした間も目を離せない
ような状況になっていると言われております。下校時の安全対策もあって、一斉登校、一斉下
校などの時間に追われ、子供をゆとりを持って見ることが困難だというふうになっておりま
す。中学校ではそれにクラブの指導が入ります。問題行動も多くて、それらの家庭訪問とあ
わせて長時間過密労働になっている、これがやっぱり実態であります。そして、学習指導要
綱による生徒の評価づけや報告書、教育委員会に出すような報告書が非常に多いと。それに
多忙をきわめているというふうな声も聞かれました。子供とじっくりと向かい合っていじめ
の兆候を早くとらえる、対応することが第一である。これは昨日の教育長のお話でもござ
いました。けれども、現実には先生たちはそういう状況に置かれていない。先生たちの声は、
やはり余裕のある少人数学級であるとか、そして教師が欲しい、また、教師をサポートして
くれる人が欲しい、これが実感というふうに言われております。この点についていかがお考
えでしょうか。

それと、スクールカウンセラー、これは昨日も出ていた問題なんですけれども、某教育長
がお答えなんですけれども、スクールカウンセラーは教師のカウンセリング力をつけるため

のものだというようなことを言われていたわけです。私もそういうことが一番望ましいしそ
うだろうというふうに思いますけれども、それと同時に子供たちや親や、そして教師、この
相談に乗ってもらう緊急性が今、私はあるというふうに思いますので、スクールカウンセラ
ー週1回の相談、相談予約は何日も先ということではやっていけないというふうに思います
ので、その点の体制の強化についてのお考えを求めておきます。

亀井議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま高井議員さんの方から再質問をいただいております。特に周産期医療体
制の整備について、特に分娩機関の減少に対する問題、あるいは医師、看護師等の減少に伴
っての人材確保の問題等々、八尾市等の事例も挙げてご質問いただいたわけでございます。

この部分につきましても、私自身も周産期の医療施設の整備拡充というものが必要である
という認識も持っておるわけでございます。最近の動向から見ますと、増加する傾向にあり
ますハイリスクの妊婦あるいは新生児の受け入れの施設の問題等あるわけでございます。御
存じのように、この整備につきましても本当に人材の確保から専門的な分野にわたって難し
い問題があるわけでございます。そうしたことから現時点で、今の現状の中で葛城市を考え
ますときに、なかなか1市では解決できにくいという思いもするわけでございます。特にこ
うした問題につきましても、広域的な考え方の中でやはり対応していくのがいろんな面での
効率的な面もいいんじゃないかなと、こういう思いもしております。そうした面で、先ほど
申し上げましたように、県の計画の見直しの中、あるいは葛城広域の中でそういうこともあ
わせて、特に今後市長にも打診いたしまして、そういう形での協議を一遍上げていただくよ
うな話もあわせて行っていきたいと、こういう思いをしておりますので、ご理解いただきた
いと思います。

亀井議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 まず、今現在の国保加入者の生活実態はどのように考えておるかという基本的な
ご質問があったと思います。確かにそれぞれの世論調査をされております答えと全く同じで
ございます。景気はよくなったと言いましても、その実感が伴っていないという方が81%お
られるということでございます。可分所得自身がふえていないという実態は重々承知してお
るわけでございます。

それと、第2点目の、短期保険証の125名の方が今留保されておるということで、その実態
はどういうふうになっておるかというご質問であったと思います。先ほど申しましたように、
そのうちの40件の方々が連絡をとらせていただきましても居所不明ということで、あと残り
85件ということになるかと思います。そのうちの一番大きい数字、約70名の方が直接お話を
させていただきまして、本人にも接触し、来庁を依頼しておるわけでございますが、どうも
保険が使われていない、今、単に必要ではないというふうな状況の中で来庁されておらない
というのが現状でございます。そのほか話し合いの中で既に調査いたしました以後から今現
在に至るまで、5件の交付を行っておりまして、あと残り、この制度に対しまして拒否され
ている方が2件ということと、それから生活苦、本人が保険の話をいたしましても、ご指摘
いただいておりますように、庁舎の方へなかなか来にくいという方が3名ほどおられるとい

う状況でございます。この方につきましては、先ほど申されておりましたように、実際の生活困難というのがわかり得ておりますので、その辺の申請自身も今現在進めておるところでございます。

しかし、総じていろんなご質問をいただいておりますが、それが実際におられますと、なかなかこの一般質問の中で個々の状況につきまして答弁させていただきますのはいささかプライバシー等の問題があるかと思えます。また、減免制度というものは、やはり保険運営の基盤を揺るがしかねない大きな問題でもございます。取り扱いにつきまして慎重にしなければならないというようなことがございます。例えば所得自身はその年皆無になりましても、2年前、3年前には大きな譲渡所得があったとか、いろんな個々の事情がございます。したがって、一般質問の中での回答という部分につきましてはなじまない、別の納税相談という形で対応させていただきますので、これ以上の答弁につきましては控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

亀井議長 市長。

吉川市長 高井議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

1点目の周産期の医療体制の整備の問題でございます。先ほど来、部長が答弁いたしておりますように、県の方でも方針を固めていただいたところでございます。市長会といたしましても、そういうことで県の方へ強く要望しているところでございます。また、医師あるいは看護師あるいはスタッフの育成、そうしたことにつきましても、知事の方の部局と、あるいはまた県外の部局ともいろいろとご相談申し上げているところでございます。いずれにいたしましても、今問題になっております安心して子供を産み育てることが肝要であろうと思うわけでございますので、そういうことにつきましてはさらに努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

保険制度の改正にかかわりまして、ご指摘いただいておりますように、高齢者の方々の負担が増加している。このことは認識しているところでございます。法の定めに従いまして市町村の国保事業を進めていかなければならない、こういうことでございます。先ほど来お話がございますように、そうした中での減免の問題であるとか、そういうことにつきましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、かなり突っ込んでそれぞれの事例を掌握しながら適切な対応をしていかなければならない、こういうことが一番大事であろうと思うわけでございますので、さらにそうしたことに職員ともども対応していきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

亀井議長 教育長。

総谷教育長 16番、高井議員さんの再質問にお答えします。

まず、子供たちの抑うつ状態の調査結果から、子供たちのそのようなストレスを生んでいく背景として点数主義、競争主義がある、まずそういうものを除いていくことが必要ではないかというご指摘がありました。子供たちのストレスを生んでいくものとしては、そういう

部分もありますし、また家庭の教育力の低下から来るストレス、友人関係から来るストレスと、いろいろ錯綜していると思うんですね。それらのものがもろもろ重なり合って、子供たちの抑うつ状態を生んでいくというように思っております。そういう意味で、そのストレスの原因をやはりきめ細かに探りながら取り去っていく努力ということは必要だろうと思っております。そういう意味では高井議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。

2点目の、先日の文部科学省の教員の勤務実態調査がありました。部長が答弁しましたように、葛城市においても例外ではないというような認識を持っています。特にその勤務実態の中でも内容なんですけども、明日への授業の準備、それに対する対応、価値観の異なる保護者への対応、それから家庭や地域の教育力の不足から来る課題を持つ子供への対応等、一昔前の学校とは異なって、非常に学校は厳しい勤務実態を生んでいるということは認められます。そういう意味で、1人の先生だけの問題とせず、校長を中心とした学校の先生方のチームとしてカウンセラー、それから養護教諭等、それぞれの専門性を活かしながら対応していくというような取り組みを各学校にお願いしております。また、最近特に軽度発達障害、広汎性発達障害等、非常に学習を進める上で苦労している子供とか人間環境を苦手としている子供など、さまざまな援助ニーズを持つ子供たちが多くなっております。そういう意味で、現場の先生方に十分力を発揮していただける時間的な余裕とか心の余裕を持っていただけるように、葛城市におきましては市費による加配教員も各学校に配置しております。そういう面での援助をしております。

それから、3点目、スクールカウンセラーの位置づけですが、以前はスクールカウンセラーは面接室で児童生徒個人に対してカウンセリングを行うというのが常態でした。しかし、現在のスクールカウンセリングは、全校の教職員が協力し合い、助け合って子供の援助に当たる時代であるというように考えております。そういう意味で、例えば学校内で特別な援助を必要としている児童生徒の状況を把握し、学校としてだれがどのように援助していくかという援助方針を決定します。そして、援助チームを作成します。それと、地域社会との連携を図っていく。特に葛城市では適応指導教室が充実しておりますので、その援助も得ながら連携を図っていく。そして、各学校にはその子供に対するコーディネートをどうしていくかという意味でコーディネーターの配置を、これは学校の教員が担当しています。そういう意味で、カウンセラーがコーディネーターになるということもありますけれども、コーディネーターがカウンセラーを活用しながら学校の相談体制を充実していくというような方策を持っております。

以上でございます。

亀井議長 高井議員の持ち時間になりましたので、ご了承願いたいと思うわけでございます。

それでは、続きまして、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、第一に平成19年度の予算編成についてであります。第二には、9月定例議会に引き続き、公共工事の入札契約手続の改善について質問を行いたいと思います。

平成19年度の予算編成について伺ってまいります。ご承知のように、三位一体の改革のもとで、地方交付税の大幅な削減、国庫補助金の削減、廃止等によって地方自治体の財政は大変厳しいものがございます。予算編成に当たって、まず葛城市を取り巻く財政環境と本市の財政状況について説明を求めるものであります。次に、平成19年度の財政見通し及び今後の財政運営の基本方針、つまり中長期の財政計画について説明を求めるものであります。さらに、平成19年度の予算編成における施策の基本方針並びに重点施策の取り組み、さらに新規施策について説明を求めるものであります。

次に、9月定例会の一般質問に引き続き、公共工事の入札契約手続の改善について伺ってまいります。公共工事の入札契約にかかわる汚職や業者間の談合等の不正行為は依然として後を絶たない状況です。福島県、和歌山県、宮崎県の知事らが天の声を発し、その見返りに発注業者から現金を受け取る、このような贈収賄事件が相次ぎ発覚しました。また、身近なところでは、奈良市の職員が休職中にもかかわらず市庁舎内で堂々と業者間の談合に加わっている様子、これがテレビ報道され、談合の実態が生々しく全国に発信され、国民の怒りの抗議が市役所に寄せられ、公共工事に対する国民の信頼は地に落ちる、こんな状況であります。カラスが鳴かない日があっても、公共工事にかかわる不正行為が報道されない日はないという、実に情けない状況になっています。

公共工事の原資は市民の税金であります。入札契約事務の改善は、この税金を額に汗して払っている市民の立場から解決をしていく、取り組まなければなりません。受注業者の立場で便宜を図り保護するという視点では、到底改善することはできないのであります。この立場から、9月定例会の議論を検証し、談合や受注の偏り、一括下請負、いわゆる丸投げなどの不正行為を排除した入札契約制度への改善を求めてまいります。

まず、平成17年度の入札結果に対する認識について改めて伺います。前回の答弁では、入札の結果は適正に執行されたものである、このような答弁でございました。ここで改めてCランクと金額の小さい舗装工事の入札結果をお示しし、所見を伺いたいと思います。CランクではCランク11社が14件の入札に漏れなく指名され、2件が3社、1件が8社と万遍なく受注しています。平均落札率は99.23%と一番高くなっています。例えば東室地内歩道橋設置工事では落札率99.65%、予定価格570万円と、落札価格560万円との差額はわずか2万円でございました。入札の中身を見てもみると、1,000円刻みで入れた業者が5社、さらに予定価格570万円と同額を入れた業者が3社ありました。予定価格は事前に公表していますから、高率の落札金額は考えられるものであります。1,000円刻みや予定価格と同額の入札は信じがたいことでもあります。また、金額の小さい舗装工事では6件全てを一伸建設が平均落札率98.44%と高率で落札をしています。これまた信じがたい受注の偏りになっています。いずれも談合がなければあり得ない入札結果と言えるのではないのでしょうか。これで適正に入札が執行されていたと言えるのでしょうか。答弁を求めるものであります。

次に、丸投げ、いわゆる一括下請負について伺ってまいります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律は、第一に透明性の確保、第二に公正な競争の促進、第三に適正な執行の確保、第四に不正行為の排除の徹底をすべく入札契約適正化の基本原則を示して、

全ての発注者に義務づける事項として、法第12条において一括下請負を全面的に禁止するとともに、発注者への施工体制台帳の提出を義務づけるなどの活用による現場施工体制の点検を徹底することを発注者に義務づけています。不正行為に対して発注者が毅然とした対応をすることを求めているのであります。

Cランク及び舗装工事の入札における高率の落札率は異常であります。ベスト5を紹介いたしますと、第1位が新川組で99.69%、第2位が白光建設で99.65%、第3位が大藤建設で99.63%、第4位が丸善建設で99.53%、第5位が堀内組で99.51%でございます。これは単なる談合によるものではなく、丸投げ業者が数社介在し、不当な中間搾取を得ようとするための結果ではないでしょうか。丸投げは施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下を招くとともに労働条件の悪化等につながるものであり、公共工事においては厳に排除されるべきものであります。丸投げ業者の排除にどのように取り組まれておられるのか、説明を求めるものであります。

次に、入札制度の改善について伺います。地方自治法の定める契約の方法は、一般競争入札が原則とされています。条件付一般競争入札の採用について、検討の経過についてお伺いいたします。また、指名競争入札についての改善をどのようにされるかお伺いしてまいります。さらに、自前の指名業者に対する資格審査要綱をつくって公表することなど、改善を求めてまいります。

以上、答弁を求めるものであります。

再質問は自席から行わせていただきます。

亀井議長 さっきの発言の中で、入札価格と予定価格を逆に言うていたから、後で訂正とか。最初の。まとめて。もうこっちでできる。

白石議員 いやいや、ちゃんと言うとくわ。わからんかったらあかん。

議長の指摘を受けて、入札価格と落札価格の訂正をしておきたいと思います。予定価格が570万円で落札価格が568万円です。その差がわずか2万円ということであります。

以上です。

亀井議長 わかりました。それでいい。

総務部長。

大武総務部長 それでは、17番、白石議員さんからの1点目の質問でございます。平成19年度の予算編成についてご答弁を申し上げます。詳しくは3点ご質問があったわけでございます。

まず、1点目の葛城市を取り巻く財政環境と本市の財政状況についてということでございます。既にご承知願っていることとは存じますが、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しいものがございます。国におけます地方交付税の改革、国庫補助負担金の改革、税源移譲といった、いわゆる三位一体の改革が進められてきております。地方交付税に至りましては、合併算定替の措置あるいは包括的算入、こういった財政支援はございますけれども、この財政支援を含みましても地方交付税総額とすれば右肩下がりと、こういうふうな減額が続いているところでございます。また、国庫補助負担金におきましても、廃止、縮減等によりまして減額の一途ということでございます。所得譲与税による税源移譲は行われてきており

ます。しかし、地方交付税や国庫補助負担金の減額の相当には及んでいないというふうな状況でございます。いわば国の財政構造改革のしわ寄せというものを正面から受けていると、こういった現状となっております。

平成17年度の決算を終えました本市の財政状況につきましてでございます。ご承知のように、公債費を初めとした起債制限比率、また公債比率等の財政指標面につきましては、合併前の旧両町から公債費の負担軽減対策、財政健全化のための地方債の発行抑制等のこういう政策をとってこられたということによりまして、好転化してまいっております。今後新市建設計画に基づく事業実施に伴って起こります起債、こういったことで比率の上昇が予想されるということは考えております。その事業内容あるいは年次的なもの等につきましては、今後十分精査検討を重ねながら、後年度に負担を重ねる結果とならないように実施していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、財政の硬直度を示します経常収支比率は17年度末で90.9%でございます。県内の市町村平均よりも5.3ポイント低くなっておりまして、また前年と比べても若干下がっております。今後も物件費を中心とした経常的な経費のより一層の削減を図りながら、財政の硬直化を防ぎ、財政基盤の強化に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目でございます。平成19年度の財政見通しと財政運営の基本方針ということでございます。これにつきましても、国の流れは既に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針2006、これで示されておりますように、平成19年度は三位一体改革のいわば二期改革の出発点、すなわち今後5年間の新たな改革に向けた姿勢を問われる重要な出発点と位置づけられております。これまで以上に市町村を取り巻く財政面での風当たりはきつくなるというふうに考えておるところでございます。

本市といたしましては、歳入面におきましては、国の流れに沿った依存的な財源については関係機関との連携を密にとりながら、優位に財源確保が図られるように努力をいたしてまいりたいと考えております。また、自主財源につきましては、最大限にその確保ができますように、税等の徴収体制、これのさらなる強化を図るなどの一方、歳出面におきましては、合併により引き継がれてまいりました数々の事務事業につきまして、真に住民のニーズに合った効果のある事業であるか否かというふうなことを徹底的に見直しを行うというふうなことをいたしまして、本年3月に策定いたしました集中改革プラン、行政改革、これに沿った行政改革を強力に推進していく考えでございます。

なお、合併時に作成いたしました新市財政計画の見直し、またその他、その必要性につきましては十分認識しております。9月の議会定例会でもご答弁申し上げましたように、本年度予算計上の自立支援法の施行等による決算状況、20年度から実施されます後期高齢者の医療制度の内容、また、予算の見通し、地方交付税の改革の見通し等も考慮した中でのいわゆる中期的な財政計画、これを今後策定いたしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げたいと思います。

次に、3点目でございます。平成19年度予算編成におけます施策の基本方針、重点施策の取り組み並びに新規事業についてということでございます。この件につきましては、本年の

10月23日に全部課長を対象に平成19年度の予算編成方針説明会を開催させていただきました。その内容につきましては、国内の経済は長期停滞のトンネルを抜け出し、ようやく筋肉質の経済構造に変貌した未来への明るい展望を持てるような状況となってきたとされておりますけれども、依然として地域の回復動向にはばらつきがございます。業種や規模による企業の業績においては、大企業に比べ中小企業の状況は厳しいものがあるのが現状でございます。本市におきましても景気回復の実感というものにはいまだに遠く、その先行きは不安定な状況にあるというふうに考えております。

このように、地方の経済の極めて厳しい状況にある中、国の平成19年度予算につきましては、本年7月に閣議決定されました骨太の方針2006で示されました今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる予算と位置づけられておりまして、歳出全般にわたる徹底した見直しを行いまして歳出の抑制を図り、基礎的財政の収支改善を図るとされております。その概算要求基準は年金医療面では若干の増は見込まれているものの、公共事業費あるいは義務的経費を除くその他経費はいずれも3%減とされているなど、非常に厳しい内容となっております。

また、三位一体の改革につきましては、地方分権に向けた改革に終わりはないというふうに明記されておりまして、骨太の方針2006におきましては、地方分権に向けて関係法令の一括した見直し等により国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止、縮小等を図る。地方交付税におきましては、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ算定の簡素化を図る。地方税につきましては、国、地方の財政状況を踏まえつつ交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた財源配分の見直しを行うなど一体的な検討を図ると、こういうふうにされているところでございます。

本市といたしましては、合併して3年目を迎えているわけでございます。ようやく基本構想、基本方針、基本計画を頂点といたしまして、一般廃棄物処理基本計画、山麓地域整備基本計画、地域防災計画、健康21計画等といった市行政の進むべき道、骨子が定められ、これから諸計画に沿って今後行財政運営を行っていく予定でございます。その具体的な運用につきましては、行政改革大綱に基づき策定されました集中改革プランに沿って積極的に行政改革を進めながら、限られた財源を有効に使う財政運営を行っていく考えでございます。

先ほどから申し上げておりますように、本市の財政を取り巻く状況は非常に厳しいものがございます。三位一体の改革が進められてきた中、歳入面に占める経常一般財源の減額は一途でございます。一方、歳出面におきましては、医療費等を初めとする扶助費、各特別会計への繰出金などの経費、これは大幅な伸びとなっております。極めて厳しい財政の状況下でございますけれども、なお一層の歳入総額の減収に耐え得る歳出構造にするための行政改革というものが本市の喫緊の課題というふうに認識しておりまして、これから策定してまいります平成19年度の予算編成に当たりましては、従前にも増して歳出全体の徹底した洗い直しを行いまして、制度、施策の抜本的な見直し、あるいは各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化、効率化を図りまして、メリ張りのある予算編成というふうにいたしまして、だれもが住み続けたいまち・住んでみたいまち葛城市の実現に向けまし

て、平成19年度も全力を尽くして取り組んでまいりたい、こういうふうと考えております。

なお、平成19年度におけます主要施策、重点事業の充実、あるいは新規事業につきましては、まだ現在19年度の当初予算の査定が始まったばかりでございます。子細までははっきりとは固まってはおりませんが、各部での主要な施策等につきましては、今現在のところ、まず企画部では行政改革の推進、総務部におきましては税等の徴収体制の強化、それと地震防災アクションプログラム、国民保護計画に基づく避難実施要領の作成、またPR、それと、市民生活部におきましては地域循環型社会形成事業、保健福祉部では地域支援事業、相談支援体制の充実、子育て支援事業、健康づくり事業、母子保健事業、介護予防事業、こういった事業でございます。また、都市整備部におきましてはまちづくり交付金事業、産業建設部では農村振興総合整備事業、緊急地方道路整備事業、教育委員会におきましては危険校舎改築及び地震補強大規模改造事業、消防本部では安心、安全なまちづくり事業等々となっております。また、個々の施策の具体的な内容につきましては、現時点では見通しがつきやすいところがございますけれども、どうかご了承を賜りたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

亀井議長 都市整備部長。

清村都市整備部長 17番、白石議員さんからのご質問でございます。公共工事の入札、また契約等につきましてのご質問でございます。

まず、1点目でございますが、9月にもご質問いただいたわけでございますが、17年度の入札結果についてでございます。ご質問のように、確かに17年度につきましては落札率が99.23というふうな結果でございました。特にこれはCのランクについてでございますが、18年度におきまして、今現在、土木工事、このランクにつきましても契約をほぼ終了の時点でございます。今の時点では98.08ということで、若干下がっております。舗装につきましても、本格的にはこれから発注の段階ということでございますが、前年度は98.44と、こういうふうな結果であったわけでございます。

Cのランクにつきましては、今年度は業者数もふえております。本格的にこれからまだ舗装工事が出るわけでございますが、一般的に公共の工事が減少している中で、高い競争率によります落札率の低下、あるいはまた建設業者の企業努力も期待しているところがございます。17年度、18年度も指名競争入札ということを中心に行っているわけでございますが、入札事務等につきましては適正に実施して、結果的にこういう落札率であるというふうに認識いたしております。

丸投げの関係でご質問をいただいております。先ほどのこうした落札、談合、それから丸投げ、こうしたことにつきまして、ほかの自治体等でもいろんな問題等が起きているわけでございます。こうしたことによりまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されたところがございます。公共工事に関しまして、透明性の確保、また公正な競争の促進、談合、丸投げの防止、優良適正な公共工事の確保を図ると、こういうふうなことで、あわせて経費の節減に努めてまいるというふうなことで、こうした法制定がされたわけでございます。

本市といたしましても、入札に関しまして指名業者や予定価格等の事前公表、また落札業者、落札金額等の事後公表、こうした実施をしております、入札につきましても積算内訳を設けました入札書によりまして入札を実施するなり、こうした適正化の推進に取り組んでいるところでございます。18年度からはさらに透明性、公正性の促進を図るためにも、発注見通しの公表も実施しているところでございます。入札の方法等につきましては、今後も業者選定委員会等で協議を重ねまして、適正な執行に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、一括下請負につきましても全面禁止になってございます。施工体制台帳の写しのそうした提出も義務づけられているところでございまして、市といたしましても現場代理人あるいは技術者等の現場の施工体制の点検の促進を図るために、施工体制のチェックリストを作成いたしまして、職員に対する指示、また建設業者に対しましても指導に取り組んでいるところでございます。さらに、強化徹底を図るためにも、工事現場の管理をさらに強化するために、対応マニュアル等の作成を検討しているところでございます。

入札参加の資格要件等につきましては、市の工事等請負業者資格審査委員会におきまして協議を重ねているところでございます。施工におけます点検、また検査態勢の整備もあわせて検討してまいりたいと考えております。

それから、その後の指名の改善なりまた資格の要件、こうしたこともご質問いただいております。こうした改善あるいは資格要件等につきましても、ほかの自治体の情報等も収集しているところでございます。こうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

亀井議長 17番、白石君。

白石議員 大武部長の方から全般にわたって、財政問題あるいは新しい年度に向けての取り組みについてご答弁がありました。とりわけ私は財政問題、中長期の財政見通しをちゃんと立ててこの財政運営をしていく、こういう点が今葛城市に求められている、この観点から再質問をしてまいりたい、このように思います。

ご承知のように、お隣の御所市や高田市は過去の過大な投資や同和対策事業によって大変厳しい財政状況になっています。御所市は地方債残高が平成16年度で297億円と、葛城市の121億円の2.45倍、実質収支比率はマイナス14%と、財政再建法の準用団体適用の危機に直面しています。いわゆる赤字債権団体への転落が危惧されているわけであります。人口の流出に歯どめがかからない、こんな状況になっているのであります。

では、高田市ではどうでしょうか。人口は葛城市の2倍、標準財政規模は136億円と、葛城市の1.85倍であります。地方債残高は309億円と、葛城市の2.5倍となっています。財政力指数は0.5、経常収支比率が104.9と、全国35ある類似団体内の順位は最下位であります。高田市は今になって財政再建のためにと児童ホームの有料化、家庭ごみや粗大ごみの有料化、幼稚園や保育所の保育料の値上げ、福祉医療や福祉タクシーの見直し、福祉センターの廃止など、平成14年から平成21年の間に7億1,500万円もの市民の負担が増大しています。さらに3億1,000万円余のサービスの切り捨てが行われているのであります。まさに市民の暮らしと

経営を、命や健康を脅かす状態になっています。いずれも財政見通しをあいまいにしたまま、何とかなると借金を元手に多大な公共事業に走った結果ではないでしょうか。住民の福祉の増進を図ることが最大の役割である地方自治体がこれでは、住民、納税者はたまったものではありません。

では、葛城市は大丈夫なのでしょうか。先ほど部長から答弁がありましたように、この9月に総合計画が策定されました。この総合計画は新市の建設計画、総事業費157億円を土台にしています。この議会でも明らかになりましたように、一般ごみの処理施設は当初30億円だった予定が58億円、20億円をはるかに超える事業に拡大しています。これを見ても、総事業費は185億円になります。さらに、説明がありました街路事業やまちづくり交付金事業をあわせると、200億円を優に超える事業費になるでしょう。その財源は、当然合併特例債を中心とした借金であります。御所市や高田市が200億円、300億円の借金の中で大変厳しい財政状況に見舞われ、市民に犠牲が強いられている。このことを考えますと、葛城市も早晚総合計画が具体的に実施される中で200億円を超える地方債の残高になるのではないかと予想されます。

先ほど来部長の説明がありましたように、集中改革プランの中で経費の削減を行っていく、このような説明がありました。その集中改革プランによる効果額はわずか4億数千万円です。これでは焼け石に水であります。部長が答弁されたように、今ある事業計画を真に住民のニーズに合った視点から徹底的に見直して取捨選択する、そして将来の財政見通しを明らかにし、住民への負担、住民サービスの低下を来さない、そんな財政運営を私は求めたい、このように思います。

そういう点で市長にお伺いしておきます。この間数度にわたって新市の財政計画の作成についてお伺いしてまいりました。これ以上あいまいにしたまま、単年度ベースの予算編成を中心とした財政運用は改めていかなければならない、このように思います。そういう点でご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

さらに、肝心なところであります。平成19年度の予算の中身の問題であります。まだ査定の段階でその全容が明らかにならないということでもありますので、当然この予算の編成の方針やその過程の中で、今地方自治体のやるべき仕事の根本、基本が見えてきません。先ほど来我が党の高井議員が申しましたが、住民の暮らしや経営は大変な状況です。恒久減税の縮減、廃止、あるいは高齢者控除の廃止、公的年金の縮減、こんなことによって市民の収入が減らされ、医療や介護保険料の引き上げでその負担は大きくなっています。さらに、三位一体の改革で地方財政は大変な状況に追い込まれています。しかし、私は、今こそ地方自治体が住民の福祉の増進を図ること、この第一の役割を果たして、市民の暮らしや経営、命を守る仕事に全力を挙げることが求められているというふうに思います。

そういう点では今の段階で住民の暮らしや経営を守る、命や健康を守る具体的施策は述べられなかったわけでありませうけれども、ぜひとも総務部の査定、理事者の査定において、先ほど来高井議員が言ったように、減免制度の整備、あるいは学校教育における少人数学級の実現等々、具体化していただきたい、このように思います。この点についても市長の所見を

伺っておきたい、このように思います。

次に、公共工事の入札の問題について伺ってまいります。部長の答弁は、平成17年度のCランクの入札の結果並びに少額の舗装工事の入札結果については明確なご答弁がなかった、このように思います。まさに談合であったり、丸投げ業者が指名されて落札しているという現実が、私が示しました資料によって明らかではないでしょうか。法は今日の公共工事に対する国民の信頼が地に落ちていることに対して、その信頼を勝ち取るべく適正化法を制定し、発注者に対して丸投げを防止するための工事施工台帳写しの提出を求める、このような責務を課していますし、業者に対しても当然その責務を課しています。そこで伺いますが、施工台帳の写しが提出されていますか。それぞれ下請に出している特A以下のランクについて、その状況について説明を求めるものであります。

さらに、入札制度の改善であります。ここに生駒市の入札改革改善に関する提言がございます。これは、2名の弁護士さんと公認会計士の方が過去4年間の入札結果について分析し、その結果をまとめたものであります。このまとめの中でどのように言われているかといいますと、生駒市でも落札率の分布が高率に集中しており、また95%以上の落札件数の割合が著しく高い。また、指名ランク内における企業別の落札額と落札回数に競争性がない。これらの原因は、市内業者優先で過度に競争が阻害されている、各入札における指名業者が少ない、このようにまとめられ、それぞれの点について改善策を提言しています。その中で市内業者だけを指名している点を改善し、市外の業者にも入札参加の機会を与えること、あるいは一般競争入札、とりわけ制限付一般競争入札の採用を提案しています。談合のやり得は認めない、このようにも述べられています。この提言は本市の入札契約事務にとっても大いに教訓になるものと考えますが、いかがでしょうか。改めてご答弁を求めます。

亀井議長 都市整備部長。

清村都市整備部長 白石議員さんの方から再質問をいただいている部分につきましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の施工体制の台帳の関係でございます。施工体制の台帳につきましては、土木では3,000万以上、建築では4,500万以上が求められていると、こういうふうな解釈しております。そうした分にかかわる分につきましては提出をいただいているというふうなことでございます。

それから、一般競争入札の採用等につきましてご意見、ご質問をいただいたわけでございます。葛城市におきましても、大規模な工事につきましては、条件付でございますが一般競争入札を実施もいたした経過もございまして、5億程度、あるいは7億程度、こうしたことが一般競争入札に適している、こういうふうなことも言われております。少額の分につきましては、指名競争入札がどこも主体であるというふうな考えております。また、近年は電子入札あるいはまた郵便入札、こうしたことの取り入れも市町村におきまして実施されているところもございまして、そうしたことで、葛城市におきましても、こうしたことにつきまして情報の収集なり検討を加えているというふうな状況でございます。

一般競争入札の関係につきましては、先ほど言いましたように、大規模工事が主体的に利

用されているというふうな実態もございます。それぞれメリット、デメリット等もございまして、透明、公正、競争性が高まるというふうな関係、あるいは談合防止というふうな効果があるようには考えております。反面、過当競争等によりましてダンピングの恐れ、また質の低下、こうしたことの懸念もあるように考えております。また一方では、事務量の増加、入札までの期間の長期化、こうしたことも言われております。今後も適正な執行ができますように検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

亀井議長 市長。

吉川市長 白石議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。財政の見通しのことについてご意見をいただいたわけでございます。所見を求められたところでございます。おっしゃっていただいておりますように、財政の見通しというのは大変大事なものであるというふうなことは認識しているところでございます。その中で、合併時の新市の建設計画は17年度から平成26年度までの10年間という計画をしているところでございまして、その計画期間の中間点というふうな時期に差しかかってくるわけございまして、また18年度の決算の数値がいろいろと関連するわけでございますので、きちっとしたものが20年度ぐらいにはなるんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、19年度の予算編成に当たりまして、今現在の状況なり、あるいはまたその後見直した数値をもつてのシミュレーション、そうしたものにつきましては作成中ございまして、できましたらなるべく早い機会にそうしたものも議会の方へも議論をいただく1つのあれとして提案したいというふうにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、大変厳しい状況が続く昨今でございます。行政改革を初め経費の節減等にも配慮しながら、また、これからの葛城市の将来を展望したまちづくりにも積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えるものでございますので、今申しますように、財政の状況を十分踏まえ、それぞれの計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、19年度の予算編成に当たりまして、福祉の増進、いわゆる命と暮らしを守る視点に立ってという、こういうふうなご意見をいただいております。我々の業務は福祉の増進が最大の目的でもあるわけでございます。そうしたことは、職員一致した考え方のもとに事業の施策に当たっているところでございます。そうした意味で、いろいろとご指摘をいただいております、あるいはご意見をいただいておりますことも十分に配慮しながら19年度の予算編成に当たっていきいたいというふうに考えます。

また、入札制度にかかわりまして、現下のいろんな状況等がございまして、先ほど来本市の17年度の一部の結果を事例に出していただきましてご意見をいただいたところでございます。いずれにいたしましても、公正な透明性のある入札制度が必要なわけでございますので、そうした面、先ほど部長が答弁いたしましたように、制度の改正等を踏まえながら、住民の皆さんにもご理解のいただけるような制度をつくっていきいたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

亀井議長 白石君、持ち時間以内で発言を。

17番、白石君。

白石議員 市長からご答弁をいただきました。部長からもご答弁をいただいたわけであります。

まず、平成19年度の予算編成に当たっての問題であります。財政見通しについて市長からご答弁がありました。財政見通しについては大変大事であると認識はしていると。財政見通し、つまりシミュレーションですね。できるだけ早い機会に議会にも提案したいということであります。そのためには、今計画されています山麓地域の整備計画、あるいは駅前広場の整備計画、新市の建設計画に盛り込まれていた事業を取捨選択して事業費を大幅に圧縮しないと、到底財政シミュレーションはいい結果は出ないわけであります。そういう点で総合計画が決定されたところでありますけれども、私はその事業の中身について再検討を求めている、このように思います。

一括下請負というのは、元請人が請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合等のことである。しかし、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認める場合は、一括下請負には該当しないというふうに言われています。実質的に関与しているということはどういうことかといえますと、施工計画の総合的な企画ができていない業者。工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理ができていない業者。工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理ができていない業者、下請負人に対する技術指導、監督等ができていない、行っていない場合のことを言うことであります。金額の問題を部長は申されましたが、やはり私は行政として責任ある仕事をしていただく、こういう現実が実際に業者や現場であるのかどうか、やっぱり確認の必要があるということをおきたい、このように思います。

さらに、入札結果の問題については、平成17年度で2%落札率が下がれば、6,800万円の節減になる、3%落札率が下がれば8,000万円の経費の削減になるわけであります。これは、弁護士連合会等が入って全国的に組織している市民オンブズマンの調査では、95%以上は談合が行われているというふうに判断をしています。このことからしても、やはり引き続き適正な入札の執行を求めているというふうに思います。

以上であります。

亀井議長 これで白石栄一君の発言を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問通告者の発言は全員終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後2時57分

阿古副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議長の亀井一二三君より葛城市議会議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、亀井一二三君の退場を求めます。

(亀井議員 退場)

阿古副議長 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により市議会議長の辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成18年12月12日。

葛城市議会議長 亀井一二三。

葛城市議会副議長 阿古和彦様。

以上です。

阿古副議長 お諮りいたします。

亀井一二三君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、亀井一二三君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(亀井議員 復席)

阿古副議長 ただいま議長が欠けました。この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長選挙を行います。

議長選挙は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

阿古副議長 ただいまの出席議員は18名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、1番、山下和弥君及び18番、石井文司君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

阿古副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

阿古副議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

阿古副議長 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

(投票)

阿古副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

阿古副議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

阿古副議長 開票を行います。

山下和弥君及び石井文司君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

阿古副議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち有効投票数18票、無効投票0票であります。

有効投票中、野志昭君16票、白石栄一君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、野志昭君が葛城市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました野志昭君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

野志昭君、当選の承諾及びごあいさつを登壇の上でお願いいたします。

野志議員 多くの皆さん方のご支持をいただきまして、本当にありがとうございます。これからは、合併して2年を経過したわけですが、3年目に向かって3万5,000人市民の皆さん方の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを目指す、そうしたところでバランスのとれたまちづくりを進めていきたいなど、こう思うわけでございます。そうしたときに、理事者側の皆さん方と議会とある一定の距離を保ちながら、そして緊張した中で運営を進めていく、こういうことを思い、また、開かれた議会、みんなの意見をよく聞き、そして進めて

まいりますので、どうか皆さん方のご支持、よろしく願いいたします。(拍手)

阿古副議長 これ私の任務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力どうもありがとうございました。

議長、議長席にお着きください。お願いします。

(野志議長 議長席に着席)

野志議長 ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時14分

再 開 午後3時39分

野志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副議長の阿古和彦君より葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、阿古和彦君の退場を求めます。

(阿古議員 退場)

野志議長 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成18年12月12日。

葛城市議会副議長 阿古和彦。

葛城市議会議長 野志昭様。

以上でございます。

野志議長 お諮りいたします。

阿古和彦君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、阿古和彦君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(阿古議員 復席)

野志議長 ただいま副議長が欠けました。この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

副議長選挙は投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

野志議長 ただいまの出席議員は18名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、2番、朝岡佐一郎君及び17番、白石栄一君の両名を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙は被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

野志議長 投票用紙の漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

野志議長 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

野志議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

野志議長 開票を行います。

朝岡佐一郎君及び白石栄一君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

野志議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち有効投票数18票、無効0票であります。

有効投票中、藤井本浩君が16票、高井悦子君が2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、藤井本浩君が葛城市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤井本浩君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

藤井本浩君、当選の承諾及びごあいさつを登壇の上でお願いいたします。

藤井本議員 それでは、多くのご支持をいただきまして、まことにありがとうございます。合併後、新生の葛城市ができて3年目に入った大切な時期でございます。議会に対しても住民の注目度は高い、かつ議会に対する期待も大きいものかというふうに思うわけでございます。野志議長の補佐役として議会としての役割が十分果たせますように、私自身精いっぱいやっていきたいというふうに考えております。今まで進めてこられました新しい議会、開かれた議会を私なりに継続的に進め、住民の身近な議会というふうな形にもっていきたいと私自身思っております。皆様方のご協力のもと進めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

野志議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は15日午前10時から会議を再開いたしますので、9時30分にご参集くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会致します。

散 会 午後3時57分